

令和3年度 甲種防火管理新規講習案内

峡北広域行政事務組合消防本部

1 講習の種類

この講習は、消防法第8条第1項の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者に対し、消防法施行令第3条第1項第1号イの規定により、消防長が防火管理者の資格を付与するために行う甲種防火管理新規講習です。

2 受講対象者

防火対象物の種別		収容人員	延面積	必要な資格
特定用途 防火対象物	老人ホーム グループホームなど	10人以上	全部	甲種防火管理者
	劇場・店舗 飲食店・ホテル 病院など	30人以上	300㎡以上	甲種防火管理者
			300㎡未満	乙種防火管理者
非特定用途 防火対象物	共同住宅 学校・工場 事務所 など	50人以上	500㎡以上	甲種防火管理者
			500㎡未満	乙種防火管理者

※上記防火対象物において、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある方。

3 講習の日時及び定員

(1) 日時

第1回：令和3年11月25日(木)・11月26日(金)の2日間

第2回：令和3年12月6日(月)・12月7日(火)の2日間

※各回共午前8時50分から午後4時20分まで

※申請書の希望する日を○で囲んでください。

(2) 定員：各回27名(定員になり次第締め切ります。)

4 講習場所 韮崎市本町四丁目8番36号

峡北広域行政事務組合 消防本部2階 大会議室

5 受講申請書の受付(第1回、第2回共、受付日時、場所は同じです。)

(1) 日時：令和3年10月25日(月)から29日(金)までの5日間

午前9時00分から午後5時00分まで

※受付初日の10月25日(月)は、峡北消防本部管内の事業所に勤務する方のみの受付となります。

(2) 場所：韮崎市本町四丁目8番36号

峡北広域行政事務組合 消防本部2階「予防課」内

6 受講申込

- (1) 申請書と受講料（4,000円テキスト代等含む。）を添えて申し込んでください。その際、本人であることが確認できるもの（運転免許証・健康保険証等）を持参してください。
- (2) 写真（縦4cm×横3cmの大きさを6か月以内に撮影した単身、無帽、正面上半身で背景のないもの。）が1枚必要となります。
- (3) 申請書は、峡北広域行政事務組合消防本部のホームページからダウンロードできる他、峡北消防本部管内の消防署・分署にも準備してあります。
- (4) 郵送等による申込みは、受け付けません。
- (5) 受講申込時に整理券を発行し、テキストは当日お渡しいたします。

※【返金について】

申込み後の受講取り消し、体調不良等（新型コロナウイルス感染症対策により受講を見合わせていただいた場合も含む。）により受講できなかった場合も返金はできません。

ただし、講習会自体が中止となった場合は、返金いたします。

7 講習科目の一部受講免除

次の資格を有する方は、一部講習科目が免除できますので、資格の免状を添えて申請願います。

対象者	受講免除科目
消防設備点検資格者講習修了者	防火管理の意義と制度の概要
自衛消防業務講習修了者	

8 新型コロナウイルス感染症対策

当日は、3つの密を避け、体温測定、手指の消毒、マスク着用の徹底等、新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施します。

※風邪のような症状が認められる方は、受講できない場合がありますのでご了承ください。

9 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具及び整理券を必ず持参してください。
- (2) 全課程（2日間）を修了した方に「修了証」を交付します。
- (3) 昼食は各自で用意してください。また、ゴミはお持ち帰りください。
- (4) 2日目の講習は、消火器の取扱い訓練、煙体験ハウスによる疑似体験訓練を行いますので、動きやすい服装、履物で受講してください。

10 問い合わせ先

峡北広域行政事務組合 消防本部 2階「予防課」

韮崎市本町四丁目8番36号

電話 0551-23-7119

ホームページ <http://www.kyohoku-koiki.jp/>